

第十三回 参議院厚生委員会會議録第二十四号

昭和二十七年六月十日(火曜日) 午前
十時三十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅津 錦一君
理事 長島 銀藏君
井上 なつみ君
委員 大谷 登瀛君
小杉 繁安君
中山 壽彦君
常岡 一郎君
藤森 眞治君
河崎 ナツ君
山下 義信君
谷口 弥三郎君

政府委員

厚生省公衆衛生局長 山口 正義君

事務局側

常任委員 草間 弘司君
常任委員 多田 仁巳君
常任委員 会専門員 会専門員

法制局側

参事(第一部) 中原 武夫君
第一課長

本日の會議に付した事件
○榮養改善法案(中山壽彦君外五名参議)

○外國軍用艦船等に関する檢疫法特例案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梅津錦一君) これより厚生委員会を開会いたします。

公報で御承知のように榮養改善法案を議題といたします。最初に提案理由の説明について中山壽彦さん。

○中山壽彦君 只今提案になりました榮養改善法案の提案理由を御説明いたします。昭和二十一年以降、緊急食糧対策の基本資料として、又國民榮養の確保改善等を目的として全国的に國民榮養調査を実施して来た結果によりまして、日本國民の榮養状況は、蛋白質及びカルシウムの極度の不足が顯著な特色として現われているのであります。我が國に結核が非常に多いこと、又、トラホーム、消化器系伝染性疾患に対する抵抗力が弱いこと、更に國民の氣質として、熱し易くさめ易いこと、神經質であること等の原因の大半はこの榮養上の欠陥に由来するものと言われているのであります。

この榮養の欠陥は、國民が必ずしも量において食べ足らざるが故ではなく、腹一杯食べながら米、麦、いも等の含水炭素に偏した食事を、反省もなく摂取していることに起因するのであります。量においてはむしろ過食であるにもかかわらず、質においては食べ足らざる矛盾をくり返しているからにはかならないのであります。

今日、日本の食糧事情は、外國からの補給を合せれば辛じて辻褄を合せ得る状態になつて参りましたが、食に対する関心は漸く薄れつつあるものであります。このような質の面にお

ける重大な欠陥に目を注ぐとき、今後量の確保もさることながら、質の向上に一般の注意を向ける必要が痛感されるのであります。

榮養食を美食と同義に誤解し、榮養を論ずることは、もつと生活水準が向上した後でいいという誤解は先ず一掃されなければなりません。我々に必要な榮養素は経済的に安価な食品の中に十分に含まれておるのであります。これを合理的に配合することによつて新たに経済的な負担を課することなくして國民榮養上の欠陥を補つて、進歩した榮養学の研究成果を國民の日常生活の中にとり入れることであります。

即ち高価な食品の追加ではなく、我々の周囲に存在する安価な食品の選択及びその調理を合理的に改善すればいいのであります。今日までの幾多の指導実績の例からみまして、この榮養改善の成果は、量の面においては却つて摂取量を減少して食糧事情の解決の一助ともなり、又経済の面においては出費を節約して國民生活安定の役割を果して参つております。國民榮養の改善に関する指導行政は、従来から保健所の任務となつておりましたが、部分的にはともかく、全般的には未だ見るべき成果を挙げるに至つておりません。

これは國民全体が榮養欠陥がもたらす損失、弊害を十分に認識してないことと従つてそれに対する指導を積極的に行うことが困難であつたこと、更に榮養改善の問題は、生活全般に關連を

有するため、技術的な一局部の指導のみでは足らず、關係行政機關の総合体制による施策が必要であるにかかわらず、その体制ができていなかったことに原因があるかと考えられます。

この法案は、従来生命維持の一線を健康の最低線として、専ら疾病そのものの対策に全力を注いでいた体制から一歩を進めて、健康とは作業に耐え得る体力の保持である認識の上に立つて、これら榮養改善行政の障害となつていた原因に対してそれぞれの手当を加えんとするものであります。

法案は、四つの部分から構成されております。即ち

第一に、國民榮養調査の実施によつて國民榮養の実態を常に把握すること。國民榮養調査は國が実施の責任を負い、これに要する費用の全額を負担致しますが、執行には都道府県知事が當ることに致しております。この条項は昭和二十一年以降司令部の指示の下に実施されておりましたが、本年度においては予算に計上されておりますものを法律的に基礎づけたものであります。

第二に、榮養審議会を設置すること。これは國民榮養調査の結果を榮養改善に関する國の施策の中にとり入れるために、關係行政機關の協力体制及び学識経験者の助言体制を図る措置であります。審議会の新設は今日の情勢から避くべきでありますので、従来からあります榮養士試験審議会を改組いたしまして、この任務を附与することといたしました。

第三に、榮養相談所と榮養指導員を設置すること。國民の日常生活と榮養とを連結し、且つ、榮養審議会において作られた榮養改善の政策を浸透させるための措置として末端機構の整備を図る必要があります。榮養相談所は現在東京に一所ございまして國立榮養研究所に附置された國立の榮養相談所の機能を各保健所と結びつけて、國民の利用に便ならしめんとするのであります。榮養指導員は現在各保健所に配置されております職員のうち、医師又は榮養士の資格を有する者をして榮地に

ついて積極的な榮養改善の指導を行ふべき任務を課したものであります。

第四は、集団給食施設における榮養確保と特殊榮養食品の品質保持の措置を講ずること。特定多数の他人に対して、継続的に食事を供給する場合及び他人に対して榮養食品を販売する場合は、國民の各自が自己の食事を摂取する場合と趣を異にいたしますので、この二つの場合に限り、この法案は義務づけの規定をしております。即ち、一回百食以上一日二百五十食以上の給食能力をもつ集団給食施設であつて、医師又は榮養士が管理しないものにあつては、榮養指導員の指導を定期的に受けさせることによつて、榮養的給食の確保を図ることによつて、又販売する食品に榮養補給ができた旨の標示、又は乳幼児用、病人用等の特別用途の標示をする場合には許可を必要とするにしまして、粗悪な榮養食品の販売を防止することにいたしました。

た。

以上がこの法案の提案理由とその内容でございます。

何とぞ御審議の上御賛同を賜わりますようお願いいたします。

○委員長(梅津第一君) 以上提案理由の説明がございましたが、質疑に入る前に法案の概要について内容を法制局の中原課長から伺いたいと思ひます。

○法制局参事(中原武夫君) 法案の各条に亘りまして、御説明を申し上げます。第一条は、只今提案理由でお述べになりましたこの法案の狙うところを目的として掲げてございます。

即ち國民の栄養改善思想を高めることを大前提といたしまして、國民の栄養状態を明らかにするために國民栄養調査を実施する。そのことを二条から七条に亘つて書いてございます。そうして栄養状態を把握いたしまして、これが改善の方途を講ずる方法としましては、國の施策の中に改善方途を織り込む組織といたしまして、栄養審議会を設けることとしてございます。これは十三条から十五条に亘つて規定してあります。國民の日常生活に栄養改善の施策をつぎ込んで行く方法といたしましては、二つに考え方を分けて規定してございます。一つは國民各目の食事に對しまして強制的に以て臨むことは栄養指導の本質から考えておかしい。従つて各人の日常生活の繋がりは國民が利用するに便利な組織を設けてやるということと、必要ならばいつでも栄養指導に責任を持つて當る職員を置いておくという二つでございまして、これは八条に栄養相談所の規定があり、九条に栄養指導員の規定がございまして、國民の日常生活に食事を供給する場合

には、各人が自分で調理をしまして自分で食べる場合と、そうでなくて他人から供給してもらつて、逆に言いますと、他人へ對して継続的に多くの食事を供給して行くことを業とする施設、又加工食品を栄養補助が可能であると銘打つて売り出すことによつて、他人へ食品を供給しているもの、そういう二つの他人への働きかけを業として、ものに對しましては、もう少し強い義務付けの規定を置くということと十條に集團給食施設に對しましては、栄養指導員の指導を受ける義務を規定しております。

十二条におきまして、特殊栄養食品の標示についての許可制を設けているのであります。これらの内容を要約いたしまして第一条に目的として掲げてございます。

第二条は先ほど申しました國民栄養調査に關する事項の方途でございまして、第一項は栄養調査の目的と内容を規定してあります。第二項は実施責任者が厚生大臣であり、厚生大臣が毎年行ふということと規定してございまして、三項はその執行事務を都道府県知事が委任事務として行ふということと規定いたしました。第二條はいずれも國民栄養調査を実施する立場からの規定でございまして。

第三条は、これを受けまして調査をするものの協力義務の規定でございまして、三条の一項では、その協力義務を負うべき被調査者が如何にして選定せられるかという方法を規定いたしました。この國民栄養調査は國勢調査と違ひまして、國民の一部の者が調査をされるということになりますので、その選定は作意があつてはならないという

ために、無作意抽出法によるということとを一項で書いてございます。それから二項、三項はいずれも被調査者として選定された者は國民栄養調査の実施に協力しなければならぬという義務規定でございまして、國勢調査におきましては、その調査に協力しなかつた場合には六ヶ月以下の体罰と五千円以下の罰金が科せられております。この栄養調査におきましては、一部の者がその義務を負ふということ、それから又栄養調査の本質から考えまして、これらの罰則を科することなく、道徳的な義務規定にいたしてござい

ます。四條は、その國民栄養調査の事務に従事するために、國民栄養調査員を都道府県に置くという設置規定でござい

ます。五條は、栄養調査に要する費用は國庫が全額を負担するという規定でござい

ますが、二十七年の予算におきましては三千百二十四万六千円の予算が計上してござい

ます。六條は、調査票の使用制限に關する規定でござい

ます。國民栄養調査の調査項目は國民の日常生活の非常にか細い部分、何を食

七條は、細目の省令委任でござい

ます。八條は、栄養相談所の設置に關する規定でござい

ますが、この栄養相談所を保健所に附置するということにつき

ましては、現在保健所が持つております栄養指導行政の二元化が行われる

ではないかという議論がござい

ます。併し栄養相談所の狙うところは、保健所が本来持つております積極的な栄養指導行政の面を細分するということでは

なく、國民が利用するに極めて便宜な機構を保健所の中にも附屬機關として設けるということとござい

ます。三項は、特にその栄養相談所は常に懇切に相談に應じなければならぬという規定を設けることによりまして、

栄養相談所の今後あるべき姿をはつきりと描き出したのでござい

る程度の義務付けをするにいたしたのでござい

ます。それは特定多数人がそこで食事の供給を継続的に受ける

ことになりまして、その食事に栄養上の欠陥がありますならば、直ちにそこ

で食事をとつてゐる者の健康、作業能率に影響して来るわけでござい

ます。従つてそこで供給される食事が栄養上完全なものであるように、栄養指導員

の指導を定期的に受けるということにいたしました。但し栄養士を置いてい

るもの、医師が管理をしてゐるものは除くことにいたしました。特定多数人に關するものだけに限定いたしてござ

いますので、一般料理店のようにな

たま多数の不特定の人が立寄つて食事をするようなのはこの対象になりません。それから又農繁期の共同炊事、共同託児所は一応この規定の適用を受けることになり

それから十三条から十四条、十五条の三条に亘りましては、榮養審議会の設置、組織、権限を規定してございます。これは先ほど提案理由にありましたように、榮養士試験審議会を振替へまして、榮養士の試験事務をやると同時に、国民榮養改善に関する根本施策をここので論議し、關係行政機關に対して意見を具申することができるということにいたしましたのであります。この榮養審議会の活動が、今後国の榮養改善に関する施策の上に大きな役割を果すことを期待せざるを得ないのであります。

十七条は、十二条の標示の許可を受けた者がこの法律で要求されている標示をせず、又は虚偽の標示をした場合にはその許可を取消すということにいたしました。

十九条は、特殊栄養食品の標示の許可に關する規定の違反者に対する罰則でございます。これは食品衛生法にあります現在の罰則のうち罰金刑だけを考へることとつて参りました。食品衛生法ではこの違反については全般的な営業停止、営業の禁止まで規定しておりますが、そういう条項は栄養改善法の破前から考へまして、全般的な営業に關する干渉はいたさないことにしたのでございます。

二十条は、報告義務違反の罰則でございます。

それから附則に参りまして、附則の

三項、四項、五項、六項、七項はいずれもこの法律制定に伴います関係法律の整理でございます。

○薩摩義治君　政府のほうへお尋ねするのですが、国民の榮養調査をやりまして、そうして榮養調査の結果、或る欠陥が発見されたという場合には、その結果はいずれ審議会の方で審議されると思いますが、今これに對しまして政府のほうでこれを改善する、或いは榮養をどういうふうに行つて行くといふことについての裏付けがこれにできるかという問題があるのですが、これについての御所見を先ず伺いたい。

○政府委員(山口正義君) 栄養調査の結果現われて参りますいろ／＼の欠陥に対処いたしますために、その後の

つてもらうように今まで折衝して参りました。今後は只今藤森先生のおつしやいましたように、結果は榮養審議会のほうに出している／＼具申をして頂く。その榮養審議会の御意見に基いて私どものほうは私どもとしてやつて行こう、或いは生産省に対していろいろ折衝するということをやつて行

た場合に、これは指導だけではないけ
い、又関係各省ともいろいろ話し合
できるにしても、相当地大きな予算
の算が必要ならばこれも実行できんでは
ないかという気がするのであります
が、そういう予算的な面についても御
考慮なさつておりましたらどうか。

○政府委員(山口正義君) 欠陥の現わ
れております部面、いろいろございま
すが、只今御指摘になりました予算を
伴うというような部分も考えられま

す。例えば栄養調査の結果、無機塩類のうちカルシウムが足りないというようなものにつきましては、カルシ

は、榮養調査の実施者は厚生大臣で、執行者は都道府県知事と、こういうふうな相成っておりますが、これにつきまして、第五条で、榮養調査の費用は国庫が負担すると、こう明記されておりますが、この執行者との関係で地方財政のほうへ負担をかけるというふうなことの起る様子はございませんか。

負担をかけるということはないようにいたしてあります。

○藤森眞治君 次に特殊栄養食品の標示、第十二条ですが、これについてお伺いしたいのでありますが、これは食品衛生法のほうから来ておりますので、一応私どもも現在ではこれを認めておりますが、併しこの国民栄養改善思想を普及するということのような考え方から持つて行きますと、この乳幼児或いは妊産婦等、こういうようなものに対

する栄養品というものは、むしろ製造業者等に自由に作らせる。自由競争の下に作らせる。そうしておいてその内

は榮養指導員でなければ榮養指導をやることはできません。但しこの法律でつたらいかんということを書いてあります。農村における食生活の改善に従来通り仕事を続けになることには、何ら影響はないと考えております。

○河崎ナツ君 私はそう解釈していたんですが、はつきりいたしました。

○井上なつ男君 政府のはうに伺いたんですが、国民の榮養思想を高めるというところでございますが、この榮養調査は、國民調査票は大変制限づけられておるのですが、ほかの榮養調査以外に使つてはならないという制限をつけられております。これまで厚生省で國民の榮養調査をしておられました例から見まして、どうも國民の榮養調査そのものが秘密調査というわけじゃございませんけれども、私も過去一、二回榮養の成績表を見て頂きたいと思つたことがございますけれども、これは余り部外に持出さないとか何とかで、なか／＼見せて頂くのがこれまで、なか／＼見せて頂くのでございまして、必ずかしかつたと思うのでございます。そういうように榮養調査の結果が審議会だけということになつて参ります。いろいろな他の方面に使われては困るという心配の下に余り広く出さないうこととありますが、この榮養改善の思想の普及ということになりますと、非常に私はそこいろいろな大きな誤解、間違いができるんじゃないかと思つてございますけれども、これはどういうふうな調査の結果を発表なさいますか。ここに書いてある指導者だけに、その結果を発表なさいます

医師榮養士という正式なもののほかに、当分の間この附則にありますよう
な人たを指導員にすること、

これは突施に当りまして、丁度それと同じような資格で現に農村で生活指導を殊にやつております、ああいう農業の改良普及員の中の生活指導員一千人ほど全国にあります、ああいう人たちは積極的に、丁度農村の保健婦を中心にして、農村で両方とも指導する立場にある栄養士さん、そういう人

たちがあるわけでありますから、できるだけそういう人たちも、適格者の場合には指導員として行くというふうな、厚生省においての積極的なそういうふうなにはございますか。それともとにかくこういう資格であつたらすものといふときに、まあいろんな学校の卒業生もありますから、選ぶときにそ

ういふのを考慮して、農務政良普及員の中の生活指導員の人たちを考慮に入れますか、その辺のことににつきまして伺つておきたいと思ひます。

○政府委員（山口正義君） この栄養指導員というのは先ほど中原課長からも御説明がございましたが、身分法でなくし職名でございますので、この法律にもござい、ますように、県とか市や

れを設置するということになりましたので、やはり予算を伴いますので、予算の範圍内でやはり只今河崎さんのおしやつたようなお話の線に成るべく努力して行きたいと思っています。

○長島銀藏君 先ほどの動議を撤回いたしまして、質疑を打切り、直ちに討論に入るこの動議を提出いたします。

「賛成」と呼ぶ者あり」
○委員長（梅津錦一君） 只今の長島さんの動議御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(梅澤一君) 御異議ないものと認めまして、質疑を打ち切り、直ちに討論に入りたいと思ひます。

○谷口三郎君 今回のこの法律が出た場合に、先刻の説明にもありましたように費用が僅か三千二百億くらいですか、三千二百億そこ／＼の金でありますし、殊に審議会に対する費用が、聞くところによると三十万四千／＼しかないというふうな話を聞いておりますが、このくらゐのことではなか／＼今後大いに発展する上において非常に困難だと思ひますので、是非ともこの次には何かの機会にできるだけ費用をとつて、折角できた栄養改善法が実際に活用されますようにやつてもらいたいという希望を持つております。それからなおその上に、この第二十條の所を見ますと、第十一條の第一項に対する罰則がございまして、即ち集團経営者が報告をせよと言つた場合に、報告をせなんだ、又は虚偽の報告をしたという場合に、まあ金額から言うたら僅か五千円でありましてけれども、処罰されるということになつておりますが、無論虚偽の場合には処罰をしていなければならぬ、報告が遅れたとか、忘れたとかいうような場合にまでせず、これは道徳規定にして、報告はせなければならぬというふうによく示してやられるならば、それで十分ではなからうかと存じますので、今後は一つ運営の場合においてそういう点を十分に勘案して頂きたいと思ひます。まあそれだけ私は希望をしておきます。

○山下義信君 私は提案者の一人になつておりますから、討論をする必要も

ないのでありますが、この機会に一言提案者の一人といたしまして本案に對します、何と申しますか、立法意思の一端を申し上げておきたいと思ひます。

本案は率爾として見ますと、栄養改善のこのみを取り上げておる。これは見方によりまして、率直に申し上げて何か栄養士をかばうて栄養士の人のために作つた法案のごとくややもすると思ふ人もあるかも知れない。併し私どもはそういう極めて小さい観点からこの法案を作るのじやない。又栄養改善といふことだけを狙つてやるのではない。かくのごとき法案を提出し、国をして栄養改善に意を注がしめようとするゆゑんのものは、もつと大所高所から狙うのである。大局的に見まして、国民の生活をもつと改善し、国民の福祉を増進するという大きな観点に立つて、その一端として栄養改善といふ点に留意して行こうというところにあるのであります。言うまでもなく我が国の、殊にお互いの分野におきまして最も大きな問題は、我が国に社会保障制度を確立せしめるということである。その社会保障制度の確立とは、言うまでもなく国民の生活水準を高め、貧困を防止し生活を保障して行くといふことにあるのであります。婦人、子ども、若者の生活のあり方、問題である。従いまして、先ほど質疑の面につきましても誠に示唆に富んだ御発言がありました。私もその国民生活のあり方、その中には只今井上委員からお話のありましたような生活形態の面もありましよう。内容の面もありましよう。いろ／＼ありま

ようが、そういう国民生活のあり方が今のようなあり方ではない。今のようない方々そのまゝでは、国民生活の水準を高めるとか、低めるとか、その水準を幾ら回復されたかというやうなことを幾ら言つてみたところで殆んどナンセンスである。これはしつかりした国民生活の改善の手を政治の上に打つて行かなければならぬということに痛感しております。我々厚生委員といふものはそれが大きな目標であると平素本員は考へておるものであります。その一端として、従いまして社会保障制度審議会におきましても、勧告の中には生活の科学化をこれからやつて行かなければならぬということを諒うてある。我々も満腔の賛意を表する。そういうことではこの法案が出るのでありますから、本案を執行する上におきまして、行政当局はただ栄養改善、ただ栄養士といふ小さいところだけにいつも目を奪われておつては相成らん。大きな観点から国民生活を改善させ、その福祉を増進するといふ大目的に邁進する覚悟を持つてもらなければならぬ。私は思ふ。従いまして、本案を執行いたします厚生当局、殊にその局に當りまする公衆衛生局の責任が誠に重大であると申し上げなければならぬ。公衆衛生局の仕事はこれだけじやない。その他ごとく然りでございます。その、殊に国民に、而も何と申しますか、法律の内容は直接ではないけれども、印象としましてはその生活に、台所に直結するかのとき性格を持つております。極めて民主的に、懇切丁寧に、全く国民にサービスをするという面目を發揮してもらなければならぬ。

そうして殊に從來も栄養行政をやつておいでになるのであります。法律の裏付けを持ち、それを強化して行くといふ新しい門出に當りましては、氣持よくいゝ／＼この新角度から今後のやり方を検討して頂いて、そして何といふか、新しい決意を持つて出発して頂かなくちや私にはならぬと思ふ。新法律ができ、新しい方向が示されたにかかわらず、それに従事するがた／＼が若し古い考えで旧態依然の形で當つてもらつたのでは、法律を作つた甲斐がない。国会が意思を定め、国がこういうふうに行つて行こうという折角の志が水泡に帰する。これを活かすも殺すも私は行政当局関係者各位の新しい決意で進んで行かれるかどうかには私はあると思ふ。然るに、私は率直に申し上げる、この法案の国会におきまして立案の苦心といふか、関係者各位がいろいろ御尽力なされる最中に、厚生当局の一部におきましては、甚だ好ましくない言動のあつたことを私は指摘せざるを得ない。これは部内においては一つのことにして、それをとるか、とらざるかといふことにそれは連日連夜議論されてもよろしい、口角泡を飛ばして意見を闘わすもよからう。併しなから部内の意見不統一をそのまま部外に出して、かれこれするといふことがきことは厳として戒めなければならぬと私は思ふ。これはそれらの事実のあつたことについては、私は政治的にこれは考慮しなくちやならないといふことをここに申しておきます。併しなから我々の敬服する局長が将来十分御心配なさるなら不問に付すけれども、私どもはこういうことは甚だ好ましくないといふことを、この際申し上げ

ざるを得ないのであります。まあ以上いろ／＼申し上げましたが、要するところ我々の狙いとするところは、ただに栄養士のために図るのじやない。又栄養改善といふそういう小さいところにとどまらうとするのじやない。もつと国民生活の改善、向上、福祉の増進という大局のために図るのであるといふことを、十分行政当局は玩味せられまして、法の運営について万全を期して頂きますようにいふことを要望を申添えまして、私は社会党第二控室を代表しまして、本案に賛成の意を表するものであります。

○小杉繁安君 昨年渡米いたしました、向うの食糧事情を視察した際に、一番感じたことは栄養改善でございます。そういう意味において、このたびこういう案が生れたといふことについては、満腔の意を表して賛成いたします。つきましては、厚生省としても、この法案を十分効果的に執行なさるやうに切望いたす次第であります。

○井上なつ男君 先ほどから山下議員その他の皆様方によりまして、すでに言い尽して頂いておりますので、もう申し上げることはございませぬけれども、とかく日本人の生活の中の衣食住のうち食といふものはこれまで私どもの生活で、何と申しますか、表へ出されないうような傾向がございまして、今日こういう本當に低いところの食生活をせなくてはならなかつたと思ひます。それにいたしまして、今回この栄養改善法案ができましたことは、そういう食に対する国民全般の考えが変り行く上におきまして、非常に大切な法案だと私は心得て

おります。それでございますので、政府におかれましてはこれを運用して頂きますときに、先ほども山下議員からおつしやいましたように、生活全般の向上を図りますために一番大事な食の問題でございますので、そうしたことを十分意にお留め下さいますして、延いては住居の問題でございますとか、衣類の問題にもなりますが、この法案を運営して頂く上におきまして、台所の改善にまで及んで頂きたいというところを切に念願して止まないのでございます。と申しますのは、私ども家庭におきまして、家庭料理をいたしますもののためには、今日の不完全な台所、その設備に力の大部分が浪費されております。そうした意味におきまして、たとえこの法律ができましたとしても、そうした不完全な設備のところでございますので、この栄養改善法が完全に私は運用できないと思うのでございます。でございますので、この法律の完全な運用に当ります上にもそうした住居の問題と言いますように、台所の改善というものを先ず何よりも先にお考えを頂きますようにお願い申し上げ、要望いたしまして、私もこの本法案に賛成するものでございます。

○委員長(梅津鏡一君) ほか御発言はございませんか……御意見もないようでございますから、討論は終結したものと認めまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅津鏡一君) では御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。本法案を原案通り可決することに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅津鏡一君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされるかたは順次御署名をお願いします。多数意見者署名

長島 銀藏 井上 かつみ
大谷 豊潤 小杉 繁安
中山 壽彦 藤森 眞治
常岡 一郎 河崎 ナツ
山下 義信 谷口 弥三郎

○委員長(梅津鏡一君) 署名漏れはございませんか……署名漏れないものと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅津鏡一君) 異議ないものと認めます。速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(梅津鏡一君) 速記を始め

公報で御報告申し上げましたように、外国軍用艦船等に関する検査法特例案を議題といたします。すでに提案理由の説明が終つておりますので、直ちに質疑に入りたいと思ひます。御質疑のあるかたは順次お願いいたします。私から一言お尋ねしたいのですが、この際明瞭にしておきたいことは、衆議院においてこの法律案を審議したその過程で、何かこの法案をめぐつて問題があつたように承わつておりますが、その点を明瞭にするために、山口

局長から一応御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(山口正義君) 只今お尋ねの衆議院における審議の経過についての何か問題があつたのではないかと、いふうな御話でございますが、只今御審議頂いております外国軍用艦船等に関する検査法特例案と申しますのは、昨年五月、国会におきまして御審議頂きまして、可決して頂きました検査法の中に、軍用艦船、軍用航空機につきましては、別に定めるといふのがその検査法の第二十二条にございます。この今御審議願つております。この特例は、本来ならば検査法の第二十二条につきまして、外国の軍用艦船、軍用航空機につきましては、別の法律を作つて行かなければならぬわけでございますが、併しながらか軍用艦船、軍用航空機と申しながら、従来の国際慣例によりまして、軍用艦船、軍用航空機につきましては、相当程度の便宜が図られておりますけれども、やはり検査の原則には合はなければならぬわけでございます。若し第二十二条によりまして別に法律を作るといたしますと、昨年御可決頂きました検査法と同じように、一条からずつと長く各条文に亘つていろいろ法律を作つて行かなければならぬ、相当部分重複する部分がございますので、その重複を避けますために、外国の軍用艦船、軍用航空機といたしましても、大体検査法によつて検査を受ける、但し従来の国際慣例上軍用艦船、軍用航空機につきましては特別に便宜を与えるといふうなことで行つたほうがいいのではないかと、この検査法の特例という形でこの法律を提出いたしました

して、御審議を願うことにしたのでございます。それがたまた丁度行政協定に基きますいろいろの取極が取極されました時と殆んど時を同じうして、これを御審議頂きますように提出いたしましたために、恰も行政協定と特別に關係があつて、行政協定に基いて何かこの法律をお願いしておるか、と、そういうふうにも考へておりました。そういう点で、この法律案を提出いたしましたので、御審議頂きますその当時は、飽くまで従来の、昨年可決して頂きました検査法の特例として、今回議和が行つたとしても自立的にいろいろ検査を行ひ得る立場になつたというために、この案を提出いたしましたので、その間に少し食い違ひが、誤解を招いたような点がございまして、いろいろ問題を申しますと、そういう点が極く概略を申しますと、そういう点が極く問題になつたようでございます。重ねて申し上げます、この只今御審議願つております検査法特例は、外国から参ります軍用艦船に対して適用する法律でございます。国籍の如何を問はずそれに適用する、そういうふうな考へで進んでおります。

○井上 かつみ君 ちよつとお伺ひいたします。検査を行う港又は飛行場と、第三条にございまして、その以外の場所におきましても飛行場といふことになつておりますが、これはどこへ船が着いたら検査に來いとか、この飛行場に着いたら來い、といふことであるが、それとどここの飛行場へでも検査官が行くといふことになつておるのですか。それともどういふことになつておるのでしょうか。

○政府委員(山口正義君) 只今御質問の点も、衆議院の委員会では、御議論のあつた点でございますが、この第三条だけを見ますと、どこへでも勝手に入つて構はないといふふうに考へられるのでございまして、併し従来の国際慣例からいいますと、大体軍用艦船が入つて参ります場合には、あらかじめ通告をしておいて、そしてそこへ入つて来て検査を受けるというふうなことになるのでございまして、現在までの行き方からいいますと、大体こちらの検査施設を持つておる所へ入つて来ておるといふふうなことになるのでございます。ただ元の元と申しますか、検査法そのものでございまして、そのきめられました港以外には絶対に入れないといふふうになつております。ただ軍用艦船、軍用航空機の行動をそこまで束縛いたしますことは、国際慣例上しないことになつておりますので、入り得るというふうな建前をとつて、きめられた港以外でも入り得るという建前で、第三条があるのでございます。これを積極的にとこへ入つても構はないのだといふふうには、非常にルーズにこれをしておるのだといふふうには、私は解釈いたしておりません。国際慣例上もそういうふうには考へておりません。ただ非常に嚴重に束縛するのではないといふ趣旨なのでございます。

○藤森 眞治君 外国の軍用艦船ですが、これは日本と平和条約の締結されておる外国という意味なんですか、又条約のできておらない国も含むのでございますか。

○政府委員(山口正義君) これはそういう条約の如何にかかわらず、すべて

の外国の軍用艦船、軍用航空機と、そういうふうな、それに適用する考えであります。

○藤森眞治君　そうしますと、中共であるとか、或いはソ連であるとかの軍用機等が入つて来たというふうなときに、果してその検査ができるかというところにも実際上は問題が起きますのではないかと考えますが、その辺、その国際的の關係は如何です。

○政府委員(山口正義君)　狭く考えまして、検査という立場から考えますと、それは検査の対象になるのでございす。そのもう一歩前に、そういうまだ平和条約を結んでいない国からの軍用艦船が日本に入り得るか、入つて来るかどうかというところにつきましては、これは検査のもう一つ前の、いわゆる國際關係がございすので、そういう事態が起つて、その話合いがついて入つて参りました場合には、これは当然検査をなし得るものと、そういうふうな私どもは解釈いたしております。

○委員(梅津錦一君)　ちよつと速記をとめて下さい。

【速記中止】

○委員(梅津錦一君)　速記を始めて下さい。

○井上なつ美君　この第七条に、艦内隔離となつておりますが、その前に第十三条、十四条の規定が出ておるようでございますが、そこは如何なんぞございましょうか。あちらの人の伝染病が、外国の人に伝染病がたたくさん出て、長浜の検査所のような所で検査しなくちゃならないような必要性はないのでございましょうか。長浜でございすね、外国の人が随分たくさん入つておりました、そのうち何十人か隔

離されて、病院に入つておるのでございすけれども、外国のかたがそんなたくさん軍艦一つが全部隔離されなければならぬという場合はないのでございすでしょうか。その見通しはどうなのでございすでしょうか。

○政府委員(山口正義君)　外国の人、これは軍艦だけでなくて、一般商船の場合も同様でございすますが、今まででいうふうなことはなかつたのでございす。軍艦につきましては、若しもそういう患者が發生いたしまして、健康者は現在の検査法によりまして、商船でも軍艦でも同じでございすますが、船の中に健康者の隔離と申しますか、停泊する施設があれば、それへ停泊させてもかまわぬ、ところが患者のほうは一般の商船でございすすと、検査所の中の隔離施設に隔離しなければならぬということになつておるのでございす。併し軍艦につきましては、若しも広い軍艦の中に完全な隔離施設があつて、そういう軍医が責任を持つてそれを監視するという場合には、軍艦の中に隔離しても差支えないというものがこの七条なのでございす。実際に患者が二人か三人出て、たたくさんの者が、その同船者を全部一応健康隔離しなければならぬというふうな場合には、普通はその船そのもの、或いは軍艦そのものを健康隔離の場所として使うようになると、そういうふうな考えられます。長浜の施設にそれとたたくさんの人間を一通に揚げて、そこで隔離するといふふうなことは起らない、そういうふうな考えでございす。

○藤森眞治君　もう一つお尋ねします、若し外国の軍用、殊に航空機です

が、これは戦路上日本に入つて来て、又どこかに行くというふうな場合に、これは戦路上のために発表されないかも知れない場合があると思ひますね、そういうことはありませんか。又そういうふうな検査法がありまして、やれないという場合もあるのじやないでしようか。

○政府委員(山口正義君)　その戦路とおつしやいました場合に、一般の外国の軍用艦船、軍用航空機という場合と、それからもう一つは別に、行政協定で駐留軍に対するいろいろな取極が行われておりますが、そういう場合に戦争状態に入りますと、これは検査は、やはり軍の手に任せなければならぬと存じますが、別の状態におきましては、軍用艦船、軍用航空機は全部この法律に基いてやるというふうになります。只今藤森先生のおつしやいました戦路上というふうになりますと、これは戦時状態になりますと、やはり軍に検査を任せなければならぬというふうな考えでございす。

○藤森眞治君　例えばアメリカの航空機が日本に入つて、それがすぐ朝鮮へ出て行くというふうなことも、これはあり得ることじやないかと思ひます。そういうふうな戦路上から飛行機が入つて来たか、いつ入つて来るか、これは発表されない。それは全部戦路上のこれは一方のほうの行政協定その他で定められる、これは平時も軍用機というふうな解釈していいわけですね。

○政府委員(山口正義君)　そうです。

○委員(梅津錦一君)　私から一点……まあ戦前であれば別に問題はなかつたと思うのですが、戦後特に日

本のこうした貧弱な国力から、完全にその検査法が施行されるとお考えになりますか、如何でございすでしょうか。今までの経過から見て……

○政府委員(山口正義君)　平時でございすすと、この外国の軍用艦船、軍用航空機が国内に入つて参りますのは、その数の多い問題ではございせん。これは私どもの手で十分現在の手ですつて行けると思ひますのでございす。ただ先ほどからお話しておりましたように、駐留軍につきまして非常に出入りが多いというときに、現在私どもの持つてゐる手だけで十分に検査ができるかどうかというお尋ねでございす。駐留軍につきましては、先ほどちよつと申し上げましたように、行政協定に基きます取極をいたしております。調和発効前の占領下におきましては、検査の責任は連合軍總司令部のほうで持つておりました、日本側がそれに対していろいろ手を貸してやつていたのでございす。調和発効後におきましては、我々が責任者となつて、日本の検査当局が責任者となつて、その駐留軍の区域内においては駐留軍の軍医、即ち検査官が我々のやる仕事を一応引受けてやつてくれるというふうな取極をいたしております。それによつて私どもは現在のところでは駐留軍に属します軍用艦船、軍用航空機の出入りの検査は十分やつて行きたい、そういうふうな考えで、駐留軍の軍医、検査官のやり方を一応取極いたしておりますので、それに信頼してやつておりますが、万一只今御指摘になつたように、その検査のやり方等について考慮しなければならぬというふうな事態が起りそうでございすましたなら

ば、その取極を更に検討いたしまして、只今御指摘になりました検査については私ども十分注意してやつて行きたい、そういうふうな考えでございす。

○井上なつ美君　それでは公布の日からこの法律を施行するとなつておりますのですけれども、これはいつ公布なさる予定でしょうか。それから調和条約が発効してから今日までの間、どういうふうなこの状態がなつておるのでございすか、ちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(山口正義君)　この法律が今国会で御司決頂きましたならば、直ちに公布したいと、そういうふうな考えております。調和発効からこれまでどういうふうにしてやつておたかというお尋ねでございす。これは調和発効後九十日間占領下におけるやり方をそのままやらざるを得ないという取極がございすので、現在これが御司決頂いて公布になりますまでは、従来占領下においてやつておりましたやり方に基いて検査を実施してございす。

○谷口彌三郎君　それではこの辺で質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出します。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員(梅津錦一君)　質疑を打ち切り、討論省略の動議がございす。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(梅津錦一君)　御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入りたいと思ひますが、原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いす。

【賛成者挙手】

本のごうした貧弱な国力から、完全にその検査法が施行されるとお考えになりますか、如何でございすでしょうか。今までの経過から見て……

○政府委員(山口正義君)　平時でございすすと、この外国の軍用艦船、軍用航空機が国内に入つて参りますのは、その数の多い問題ではございせん。これは私どもの手で十分現在の手ですつて行けると思ひますのでございす。ただ先ほどからお話しておりましたように、駐留軍につきまして非常に出入りが多いというときに、現在私どもの持つてゐる手だけで十分に検査ができるかどうかというお尋ねでございす。駐留軍につきましては、先ほどちよつと申し上げましたように、行政協定に基きます取極をいたしております。調和発効前の占領下におきましては、検査の責任は連合軍總司令部のほうで持つておりました、日本側がそれに対していろいろ手を貸してやつていたのでございす。調和発効後におきましては、我々が責任者となつて、日本の検査当局が責任者となつて、その駐留軍の区域内においては駐留軍の軍医、即ち検査官が我々のやる仕事を一応引受けてやつてくれるというふうな取極をいたしております。それによつて私どもは現在のところでは駐留軍に属します軍用艦船、軍用航空機の出入りの検査は十分やつて行きたい、そういうふうな考えで、駐留軍の軍医、検査官のやり方を一応取極いたしておりますので、それに信頼してやつておりますが、万一只今御指摘になつたように、その検査のやり方等について考慮しなければならぬというふうな事態が起りそうでございすましたなら

ば、その取極を更に検討いたしまして、只今御指摘になりました検査については私ども十分注意してやつて行きたい、そういうふうな考えでございす。

○井上なつ美君　それでは公布の日からこの法律を施行するとなつておりますのですけれども、これはいつ公布なさる予定でしょうか。それから調和条約が発効してから今日までの間、どういうふうなこの状態がなつておるのでございすか、ちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(山口正義君)　この法律が今国会で御司決頂きましたならば、直ちに公布したいと、そういうふうな考えております。調和発効からこれまでどういうふうにしてやつておたかというお尋ねでございす。これは調和発効後九十日間占領下におけるやり方をそのままやらざるを得ないという取極がございすので、現在これが御司決頂いて公布になりますまでは、従来占領下においてやつておりましたやり方に基いて検査を実施してございす。

○谷口彌三郎君　それではこの辺で質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出します。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員(梅津錦一君)　質疑を打ち切り、討論省略の動議がございす。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(梅津錦一君)　御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入りたいと思ひますが、原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いす。

【賛成者挙手】

本のごうした貧弱な国力から、完全にその検査法が施行されるとお考えになりますか、如何でございすでしょうか。今までの経過から見て……

○政府委員(山口正義君)　平時でございすすと、この外国の軍用艦船、軍用航空機が国内に入つて参りますのは、その数の多い問題ではございせん。これは私どもの手で十分現在の手ですつて行けると思ひますのでございす。ただ先ほどからお話しておりましたように、駐留軍につきまして非常に出入りが多いというときに、現在私どもの持つてゐる手だけで十分に検査ができるかどうかというお尋ねでございす。駐留軍につきましては、先ほどちよつと申し上げましたように、行政協定に基きます取極をいたしております。調和発効前の占領下におきましては、検査の責任は連合軍總司令部のほうで持つておりました、日本側がそれに対していろいろ手を貸してやつていたのでございす。調和発効後におきましては、我々が責任者となつて、日本の検査当局が責任者となつて、その駐留軍の区域内においては駐留軍の軍医、即ち検査官が我々のやる仕事を一応引受けてやつてくれるというふうな取極をいたしております。それによつて私どもは現在のところでは駐留軍に属します軍用艦船、軍用航空機の出入りの検査は十分やつて行きたい、そういうふうな考えで、駐留軍の軍医、検査官のやり方を一応取極いたしておりますので、それに信頼してやつておりますが、万一只今御指摘になつたように、その検査のやり方等について考慮しなければならぬというふうな事態が起りそうでございすましたなら

ば、その取極を更に検討いたしまして、只今御指摘になりました検査については私ども十分注意してやつて行きたい、そういうふうな考えでございす。

○井上なつ美君　それでは公布の日からこの法律を施行するとなつておりますのですけれども、これはいつ公布なさる予定でしょうか。それから調和条約が発効してから今日までの間、どういうふうなこの状態がなつておるのでございすか、ちよつと説明して頂きたい。

○政府委員(山口正義君)　この法律が今国会で御司決頂きましたならば、直ちに公布したいと、そういうふうな考えております。調和発効からこれまでどういうふうにしてやつておたかというお尋ねでございす。これは調和発効後九十日間占領下におけるやり方をそのままやらざるを得ないという取極がございすので、現在これが御司決頂いて公布になりますまでは、従来占領下においてやつておりましたやり方に基いて検査を実施してございす。

○谷口彌三郎君　それではこの辺で質疑を打ち切られて、討論を省略して、直ちに採決されんことの動議を提出します。(賛成)と呼ぶ者あり

○委員(梅津錦一君)　質疑を打ち切り、討論省略の動議がございす。御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員(梅津錦一君)　御異議ないものと認めます。それでは直ちに採決に入りたいと思ひますが、原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手をお願いす。

【賛成者挙手】

○委員長(梅津錦一君) 全会一致でございませう。原案通り可決することに決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とするかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

井上 大谷 堀内
小杉 繁安 中山 壽彦
藤森 眞治 常岡 一郎
河崎 ナツ 谷口 弥三郎
山下 義信

○委員長(梅津錦一君) 署名漏れはございませうか……署名漏れないものと認めます。

なお、本会議における委員長の口頭報告については、委員長に一任願いたいと存じますが、御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅津錦一君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十六分散会

六月六日左の議案は撤回された。

一、災害救助法の一部を改正する法律案(千葉信君外十六名賛議)

六月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、栄養改善法案(案)

栄養改善法案

栄養改善法案

(目的)

第一条 この法律は、国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明らかにし、且つ、国民の栄養を

改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図り、もつて国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国民栄養調査の実施)

第二条 国は、栄養改善の方途を講ずる基礎資料として国民の健康状態、栄養摂取量、栄養摂取と経済負担との関係等を明らかにするため、国民栄養調査を実施する。

2 国民栄養調査は、身体状況調査及び栄養摂取状況調査とし、毎年、厚生大臣の定める時期に行う。

3 都道府県知事は、厚生大臣の指揮監督を受けて、その管轄区域内の国民栄養調査の執行に関する事務を行う。

(被調査者の選定及び協力義務)

第三条 国民栄養調査の対象の選定は、無作為抽出法により、毎年、厚生大臣が調査地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによつて行う。

2 前項の規定により指定された調査世帯に属する者(以下被調査者という)は、国民栄養調査の実施に協力しなければならない。

3 被調査者が未成年者又は禁治産者である場合には、その親権者、後見人又は現に監護を行つてゐる者において、前項の義務を果させるために必要な措置を講じなければならない。

(国民栄養調査員)

第四条 国民栄養調査の事務に従事させるため、都道府県に国民栄養調査員を置く。

2 国民栄養調査員は、医師、栄養

士、保健婦その他の者のうちから、毎年、都道府県知事が任命する。

3 国民栄養調査員は、非常勤とする。

4 国民栄養調査員は、実施につきその職務を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(費用負担)

第五条 国庫は、国民栄養調査に要する費用を負担する。

(調査票の使用制限)

第六条 国民栄養調査のために徴した調査票は、栄養改善その他直接国民の福祉の向上を図る目的以外の目的のために使用してはならない。

(省令への委任)

第七条 前五条に定めるものの外、国民栄養調査の方法、調査項目その他国民栄養調査の実施に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

(栄養相談所)

第八条 都道府県及び保健所を設置する市は、保健所の附属機関として、栄養相談所を設置することが出来る。

2 栄養相談所は、食生活改善の促進を図ることを目的として、一般の食事又は病人の食事の献立及び調理、食品の栄養価、食品の栄養効果その他栄養改善に関する事項につき相談に応ずるところとする。

3 栄養相談所は、前項に規定する事項につき相談を受けたときは、

懇切にこれに応じなければならない。

(栄養指導員)

第九条 都道府県及び保健所を設置する市に、栄養指導員を置く。

2 栄養指導員は、食品の栄養上合理的な消費、栄養効果の充分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行つて、住民の栄養状態の改善に努めるものとする。

3 栄養指導員は、都道府県又は市の技術吏員とし、医師又は栄養士の資格を有する者について都道府県知事又は市長が任命する。

(集団給食施設における栄養管理)

第十条 特定多数人に対して、通例として、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を供給する施設(以下集団給食施設という)で栄養士を置かないもの(医師が管理するものを除く)にあつては、その供給する食事につき、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法に関して、厚生省令の定めるところにより栄養指導員の指導を受けなければならない。

(調査指導)

第十一条 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長は、栄養改善指導上必要があると認めるときは、集団給食施設の経営者から必要な報告を求め、又は栄養指導員に特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設について栄養改善の見地から必要な指導をさせることができる。

指導を行う場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(特殊栄養食品の標示)

第十二条 販売に供する食品につき、栄養成分の補給ができる旨の標示又は乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用等の特別の用途に適する旨の標示をしようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、製品見本を添え、商品名、原材料の配合割合及び当該製品の製造方法、成分分析表、許可を受けようとする標示の内容その他厚生省令で定める事項を記載した申請書を、その営業所所在地の都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)を経由して厚生大臣に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、許可審査手数料として三千円に相当する収入印紙をちよう附しなければならない。

4 第一項の許可を受けて標示をする者は、商品名、製造年月日、製造所所在地及び製造者の氏名又は名称、許可番号、原材料の配合割合、成分分析表その他厚生省令で定める事項を当該食品の容器包装の見やすい箇所に明記した標示をしなければならない。

(栄養審議会)の設置及び権限

第十三条 国民の栄養的欠陥、必要な栄養素の基準量、栄養改善上必要な栄養素の組成、食品の強化、食生活の改善その他国民栄養の改善に関

する事項を調査審議し、及び栄養士試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生省に栄養審議会を置く。

2 栄養審議会は、厚生大臣の監督に属する。

3 栄養審議会は、国民栄養の改善に関し、関係行政機関に意見を具申することができる。

4 栄養審議会は、特に必要があるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席、説明及び資料の提供を求めることができる。

(栄養審議会の組織)
第十四条 栄養審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 栄養審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから厚生大臣が任命する。

4 委員のうち学識経験のある者のうちから任命されたものの任期は、三年とする。欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 栄養審議会に、委員の互選による委員長を置く。

(政令への委任)
第十五条 前二条に定めるものの外、委員長の職務及び栄養審議会の運営に關して必要な事項は、政令で定める。
(特殊栄養食品の検査及び収去)

第十六条 厚生大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市にあつては市長)は、必要があると認めるときは、当該職員に第十二条(特殊栄養食品の標示)の規定により許可を受けた特殊栄養食品の製造施設、貯蔵施設又は販売施設に立ち入らせ、販売の用に供する特殊栄養食品を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該特殊栄養食品を収去させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立入検査又は収去をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する当該職員の職権は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十九条(食品衛生監視員の設置)に規定する食品衛生監視員が行う。
(特殊栄養食品の標示の許可の取消)
第十七条 厚生大臣は、第十二条第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の許可を受けて標示をする者が同条第四項(特殊栄養食品の標示内容)の規定する標示をせず又は虚偽の標示をしたときは、当該許可を取り消すことができる。

(雑則)
第十八条 教育委員会が所管する集団給食施設に対する第十條(集団給食施設における栄養管理)の規定による指導並びに第十一條(調査指導)の規定による報告の聴取及び指導は、教育委員会を通じて行うものとする。

(罰則)
第十九条 第十二条第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

第二十條 第十一條第一項(調査指導)の規定に違反して報告をせず又は虚偽の報告をした者(法人であるときは、その代表者)は、五千円以下の過料に処する。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、第十條から第十五條まで(栄養審議会)の規定並びに附則第六項(栄養士法の一部改正)及び附則第七項(厚生省設置法の一部改正)の規定は、昭和二十七年十二月一日から施行する。
(栄養指導員に関する経過規定)
2 都道府県知事又は市長は、第九條第三項(栄養指導員の資格)の規定にかかわらず、当分の間、学校教育法(昭和二十二年法律第十六号)に基づく大学、旧大学令

(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において、厚生大臣の指定する栄養に関する科目を修めて卒業した者を栄養指導員に任命することができる。

(食品衛生法の一部改正)
3 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第十三条を次のように改める。
第十三条 罰則
第三十二條第一号中「又は第十三条」を削る。
第三十三條第一号中「又は第十三条」を削る。
(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)
4 この法律施行前に、食品につき、改正前の食品衛生法第十三条(特別の用途に適する旨の標示の許可)の規定によりされた許可は、第十二條第一項(特殊栄養食品の標示の許可)の規定によりされた許可とみなし、又改正前の食品衛生法第十三条の規定による許可に基いて行われている標示は、第十二條第四項(特殊栄養食品の標示事項)の規定による標示とみなす。

5 この法律施行前に、改正前の食品衛生法第十三条の規定に違反した者に対する罰則の適用については、なを従前の例による。
(栄養士法の一部改正)
6 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の二を削る。

(厚生省設置法の一部改正)
7 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十一号の次に次の二号を加える。
二十一の二 国民栄養調査を実施すること。
二十一の三 栄養改善法(昭和二十七年法律第 号)に定める栄養食品の標示の許可をすること。

第五條第三十四号中「食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)の下に」又は「又は栄養改善法(昭和二十七年法律第 号)を加える」
第九條第一項第四号を次のように改める。
四 栄養改善法(昭和二十七年法律第 号)を施行すること。
と。
第九條第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。
第二十九條の表中「栄養士試験審査会」を「厚生大臣の諮問に依りて、栄養士試験に關する事務をつかさどること。」を「栄養審査会」を「厚生大臣の諮問に依りて、国民栄養の改善に關する事項を調査審議し、及び栄養士試験に關する事務をつかさどること。」に改める。

第九條第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。
第二十九條の表中「栄養士試験審査会」を「厚生大臣の諮問に依りて、栄養士試験に關する事務をつかさどること。」を「栄養審査会」を「厚生大臣の諮問に依りて、国民栄養の改善に關する事項を調査審議し、及び栄養士試験に關する事務をつかさどること。」に改める。

案第六八号(予)

六月九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日本赤十字社法案

日本赤十字社法案

日本赤十字社法

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 社員(第十一条—第十五条)

第三章 管理(第十六条—第二十六条)

第四章 業務(第二十七条—第三十七条)

第五章 監督及び助成(第三十八条—第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条—第四十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 日本赤十字社は、赤十字に

関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする

(国際性)

第二条 日本赤十字社は、赤十字に

関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するように努めなければならない。

(自主性の尊重)

第三条 日本赤十字社の特性にかん

がみ、その自主性は、尊重されなければならない。

(法人格及び組織)

第四条 日本赤十字社は、法人とす

る。

2 日本赤十字社は、社員をもつて

組織する。

(標準)

第五条 日本赤十字社は、その標準

として、白地赤十字を使用する。

(主たる事務所)

第六条 日本赤十字社は、主たる事

務所を東京都に置く。

(定款)

第七条 日本赤十字社は、定款をも

つて、左に掲げる事項を規定しな

なければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 社員に関する事項

五 役員、理事会、代議員及び代

議委員会に関する事項

六 業務及びその執行に関する事

項

七 資産及び会計に関する事項

八 公告の方法

2 定款は、厚生大臣の認可を受け

て変更することができる。

(登記)

第八条 日本赤十字社は、主たる事

務所の変更その他政令で定める事

項について、政令で定める手続に

より登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要と

する事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗す

ることができない。

(解散)

第九条 日本赤十字社につき解散を

必要とする事由が発生した場合に

において、その処置に関しては、別

に法律で定める。

(民法の準用)

第十条 民法(明治二十九年法律第

八十九号)第四十四条(法人の不

法行為能力)及び第五十条(法人の

住所の規定は、日本赤十字社に準

用する。この場合において、同法

第四十四条中「理事其他ノ代理人」

とあるのは「社長、副社長、理事

其他ノ代理人」と、「社員、理事」

とあるのは「代議員、社長、副社

長又ハ理事」と読み替えるものと

する。

第二章 社員

(社員の平等取扱)

第十一条 何人も、社員となるにつ

き、及び社員の権利義務につき、

人種、国籍、信条、性別、社会的

身分又は門地によつて、差別され

ることがない。

(社員の加入)

第十二条 日本赤十字社は、社員と

して加入しようとする者があると

きは、正当な理由がないのに、そ

の加入を拒んではならない。

(社員の脱退)

第十三条 社員は、何時でも、脱退

することができる。

2 社員は、左に掲げる事由によつ

て脱退する。

一 死亡

二 社費の未納額が定款で定める

額に達したこと。

三 除名

3 前項第三号の除名は、定款で定

める事由に該当する社員につき、

定款の定めるところにより、代議

員会の議決によつてすることがで

きる。

4 除名は、除名した社員にその旨

を通知しなければ、これをもつて

その社員に対抗することができな

い。

(社員の権利)

第十四条 社員は、左に掲げる権利

を有する。

一 この法律の定めるところによ

り、日本赤十字社の役員及び代

議員を選出し、並びにこれらの

者に選出されること。

二 毎事業年度の日本赤十字社の

業務及び収支決算の報告を受け

ること。

三 日本赤十字社に対し、その業

務の運営に関し、代議員を通じ

て意見を述べること。

2 日本赤十字社は、公告をもつ

て、前項第二号の報告に代えるこ

とができる。

(社費)

第十五条 社員は、定款の定めると

ころにより、社費を納めるものと

する。

第三章 管理

(役員)

第十六条 日本赤十字社に、役員と

して、社長一人、副社長二人以

内、理事六十一人以内及び監事三

人以内を置く。

(役員職務の権限)

第十七条 社長は、日本赤十字社を

代表し、その業務を総理する。

副社長は、定款の定めるところ

により、日本赤十字社を代表し、

社長を補佐して日本赤十字社の業

務を掌理し、社長に事故があると

きはその職務を代行し、社長が欠

員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款の定めるところに

より、日本赤十字社を代表し、社

長及び副社長を補佐して日本赤十

字社の業務を掌理し、社長及び副

社長にともに事故があるときは社

長の職務を代行し、社長及び副社

長がともに欠員のときは社長の職

務を行う。

4 監事は、日本赤十字社の業務を

監査する。

(役員を選出)

第十八条 役員は、社員の中から、

代議員会において、選出する。

(役員任期)

第十九条 役員任期は、三年とす

る。

(理事会)

第二十条 社長、副社長及び理事を

もつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところ

により、日本赤十字社の重要な業

務の執行について審議する。

(代議員会)

第二十一条 日本赤十字社に代議員

会を置く。

2 代議員会は、定款の定めるとこ

ろにより社員の中から選出された

代議員をもつて組織する。

3 代議員会は、少くとも毎年一

回、定款の定めるところにより、

招集する。

(代議員会の議決事項)

第二十二条 左に掲げる事項は、代

議員会の議決を経なければならない

い。但し、代議員会が軽微と認め

た事項は、この限りでない。

一 収支予算

二 事業計画

三 收支決算の承認

四 定款の変更

五 その他定款で定めた事項

(代議員の任期)

第二十三條 代議員の任期は、三年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第二十四條 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の職務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員解任の議決をすることができる。

(事業年度)

第二十五條 日本赤十字社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(民法の準用)

第二十六條 民法第五十四條(代表権の制限)、第五十六條(仮理事)及び第五十七條(特別代理人)の規定は、日本赤十字社に準用する。この場合において、同法第五十四條中「理事」とあるのは「副社長又ハ理事」と、同法第五十六條中「理事」とあるのは「社長、副社長及ヒ理事」と、裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは「厚生大臣ハ利害關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と、同法第五十七條中「理事」とあるのは「社長、副社長又ハ理事」と、「此場合ニ於テハ前条ノ規定ニ依リテ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス」とあるのは「此場合ニ於テハ監事法人ヲ代表ス」と読み替へるものとする。

第四章 業務

(業務)

第二十七條 日本赤十字社は、第一条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

一 赤十字に関する諸条約に基づく業務に従事すること。

二 非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災や、を受けた者の救護を行うこと。

三 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業を行うこと。

四 前各号に掲げる業務のほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 前項第一号及び第二号に掲げる業務には、第三十三條第一項の規定により国の委託を受けて行うものを含むものとする。

(救護員の確保)

第二十八條 日本赤十字社は、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務(以下「救護業務」という)に従事させるために必要な者(以下「救護員」という)を常時確保しておかなければならない。

(救護員の養成)

第二十九條 日本赤十字社は、前条の救護員を確保するために、必要があるときは、医師、看護婦その他の特殊技能者を養成しなければならない。

2 前項の養成は、日本赤十字社が学費その他の費用を負担して日本赤十字社の目的、特に日本赤十字社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

3 前二項の規定による養成を受けた者は、日本赤十字社が、これらの者が救護員として救護業務に従事するのでなければその救護業務を適正に行うことができないと認めて、救護業務に従事すべきことを求めたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

(使用者の協力)

第三十條 前条第一項及び第二項の規定による養成を受けた者を雇用しようとするとき、又は雇用している場合において、使用者は、その者が、同条第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事する場合のあること又は従事したことを理由として、不当な取扱をしてはならない。

2 前条第一項及び第二項の規定による養成を受けた者が、同条第三項の規定により、救護員として日本赤十字社の行う救護業務に従事しようとする場合においては、使用者は、これに協力するように努めなければならない。

(実費弁償)

第三十一條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事した場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(扶助金の支給)

第三十二條 日本赤十字社は、救護員が日本赤十字社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)第二十四条(従事命令)の規定により救助に關する業務に従事した者に係る扶助金に關する同法の規定の例により、扶助金を支給しなければならない。

(国の救護に關する業務の委託)

第三十三條 国は、赤十字に關する諸条約に基く国の業務及び非常災害時における国の行う救護に關する業務を日本赤十字社に委託することができる。

2 前項の場合において、国は、同項の規定により委託すべき業務の実施に必要な施設又は設備を、あらかじめ、整備すべきことを日本赤十字社に命ずることができる。

3 国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するために支弁した費用を補償する。但し、他の法律に別段の定めがあるときは、その定に従う。

4 国は、日本赤十字社が第一項の規定により委託された業務を実施するため必要な施設又は設備を整備する場合においては、その整備に要する費用の全部又は一部を負担する。

(運送及び通信に關する便宜供与)

第三十四條 日本国有鐵道その他運送又は運送取扱を業とする者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務を実施することができるよう、に、救護員又は救護用の物資の運送に關し、便宜を与えるように努めなければならない。

2 郵政大臣、日本電信電話公社、國際電信電話株式会社、日本放送協會又は一般放送事業者は、日本赤十字社が迅速且つ適正に救護業務に実施することができるよう

に、救護業務に關する通信に關し、便宜を与えるように努めなければならない。

(社会福祉事業の經營)

第三十五條 日本赤十字社は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、同法に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を經營するものとする。

2 日本赤十字社が前項の規定により社会福祉事業を經營する場合においては、社会福祉事業法第七章(社会福祉事業)の規定及びこれに係る罰則の適用については、日本赤十字社は、社会福祉法人とみなす。

(定期の寄附金募集)

第三十六條 日本赤十字社は、毎年一回、厚生大臣の定める期間内において、その業務(前条第一項の社会福祉事業を除く)を行うのに必要な資金を得るために寄附金を募集することができる。

2 前項の規定により寄附金を募集するには、あらかじめ、募集しようとする寄附金の目標額、募集の方法及び寄附金の使途を定め、厚生大臣に届け出なければならない。

(臨時の寄附金募集)

第三十七條 日本赤十字社は、前条の規定による場合のほか、特別の事情に基き、同条第一項に規定す

る業務を行うのに必要な経費の支出に充てるために寄附金を募集しようとするときは、厚生大臣の定める手続に従い、募集しようとする地域の都道府県知事（募集しようとする地域が二以上の都道府県の区域にわたるときは、厚生大臣）に対し、募集の期間、地域及び方法並びに寄附金の使途を明らかにした書面を提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可には募集の期間、寄附金の使途及び寄附金によつて取得する財産の処分につき、条件を附することが出来る。

3 日本赤十字社は、第一項の規定による寄附金の募集を終了したときは、寄附金の募集の許可を受けたる行政庁に対し、募集の結果を報告しなければならない。

第五章 監督及び助成

（報告及び検査）

第三十八条 厚生大臣は、日本赤十字社に法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款を守らせるために必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員をして日本赤十字社の事務所その他の場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（監督処分）

第三十九条 厚生大臣は、日本赤十字社が、その業務に関し、法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反したときは、日本赤十字社に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。

（解任勧告）

第四十条 厚生大臣は、日本赤十字社の役員が、日本赤十字社の業務に関し法令、法令に基いてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は著しく公益を害する行為をしたときは、日本赤十字社に対し、その役員の解任を勧告することが出来る。

（助成）

第四十一条 国又は地方公共団体は、日本赤十字社が、その業務の実施に必要な施設又は設備を整備する場合において、必要があると認めるときは、日本赤十字社に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも日本赤十字社に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。但し、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第八條第一項（財産の管理及び処分）並びに私立図書館の事業についての補助金の交付に関する図書館法（昭和二十五年法律第十八号）第二十六条（国及び地方公共団体との関係）の規定の適用を妨げない。

2 日本赤十字社が、左の各号の一に該当するときは、前項の規定により交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。

一 施設又は設備の全部又は一部を他の用途に供したとき。

二 助成の条件に違反したとき。

第六章 罰則

第四十二条 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項の許可を受けないで、又は同条第二項の許可の条件に反して、寄附金を募集したとき。

二 第三十七条第二項の許可の条件に違反して、寄附金を使用し、又はこれによつて取得した財産を処分したとき。

第四十三条 左の場合においては、その違反行為をした日本赤十字社の役員を一万円以下の罰金に処する。

一 第三十六条第二項の規定による届出又は同条第三項の規定による公告を怠つたとき。

二 第三十六条第三項、第三十七条第三項又は第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第四十四条 第三十八条の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条 日本赤十字社の役員が

この法律に基く政令の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

1 この法律は、附則第六項及び附則第八項から附則第十八項までの規定を除き、公布の日から起算して六箇月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。但し、附則第十九項の規定は、昭和二十七年六月一日から適用する。

（組織変更）

2 この法律施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、その組織を変更してこの法律による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるものとする。この場合においては、旧法人は、定款の定めるところにより、組織変更のために必要な定款の変更をし、厚生大臣の認可を受けなければならない。前項の認可があつたときは、旧法人は、第十八条及び第二十一条第二項の例により、新法人の役員及び代議員を選出するものとし、この場合において、代議員会の招集は、旧法人の社長がしなければならぬ。

4 附則第二項の規定による旧法人の新法人への組織変更は、前項の規定により選出された役員の一部が新法人の主たる事務所の所在地

において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

5 前項の規定による登記に関し必要な事項は、政令で定める。

6 この項の規定施行の際における他の法律中の旧法人に関する規定及び附則第七項の規定は、新法人に関する規定とする。

（あらたな社会福祉事業の経営）

7 旧法人は、この項の規定施行後あらたに社会福祉施設を設置して社会福祉事業法に規定する社会福祉事業を営むしようとするときは、当分の間、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（児童福祉法の一部改正）

8 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号中「社会福祉法人」の下に「日本赤十字社」を加える。

（生活保護法の一部改正）

9 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に、同条第二項及び第五項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

第四十二条の見出し中「社会福祉法人」を「社会福祉法人及び日本赤十字社」に改める。

第四十二条、第四十三条第二項及び第四十五条第二項中「社会福祉法人」を「社会福祉法人又は日本赤十字社」に改める。

10 図書館法の一部改正

正する。
第二条第一項中「地方公共団体」の下に「日本赤十字社」を加え、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に改める。

11 博物館法の一部改正

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中「地方公共団体又は」を「地方公共団体、日本赤十字社、」に、「若しくは宗教法人」を「又は宗教法人」に、同条第二項中「民法第三十四条の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四条の法人」に改める。

12 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「社会福祉法人、」の下に「日本赤十字社、」を、「社会福祉事業法、」の下に「日本赤十字社法、」を加える。
第十九条第十四号ノ三の次に次の一号を加える。
十四ノ四 日本赤十字社ガ日本

13 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ九の次に次の一号を加える。
六ノ九ノ二 日本赤十字社ノ業務ニ関スル証書、帳簿

14 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号ノ二の次に次の一号を加える。
十一ノ三 日本赤十字社ニ赤十字国際機関又ハ外国赤十字社ヨリ寄贈セラレタル日本赤十字社ノ直接使用スル医療用ノ機械類及器具類ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ

15 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「民法第三十四条」を「日本赤十字社、民法第三十四

16 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「民法第三十四条」を「日本赤十字社、民法第三十四

17 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二号中「学校教育法」を「日本赤十字社、学校教育法」に改める。
第七十八号第一項中「第十条の社会教育関係団体、」の下に「日本赤十字社、」を、「社会教育関係団体が行う社会教育、」の下に「日本赤十字社がその目的を達成するために行う業務（社会教育を含む。）」を加える。
第四百六条第二項に後段として次のように加える。
日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の条例で定めるものに対しても、また、同様とする。
第二百九十六条中「土地改良区」を「日本赤十字社、土地改良区」に改める。
第三百四十八条第二項第九号中「民法第三十四条の法人」を「日本赤十字社又は民法第三十四条の法人」に、「同条の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四条の法人」に改め、同項第十号の次に次の一号を加える。
十ノ二 前二号に掲げる固定資産の外、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第七百四十三条第二号中「民法第三十四条の法人」を「日本赤十字社、民法第三十四条の法人」に改める。
（国有財産特別措置法の一部改正）
18 国有財産特別措置法（昭和二十

19 旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において登録税法第十九条第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替えるものとする。

一 身体障害者福祉法
二 生活保護法
三 社会福祉事業法
四 登録税法
五 国有財産特別措置法

19 旧法人は、昭和二十七年六月一日以降附則第二項から附則第五項までの規定により新法人となるまでの間、左に掲げる法律の適用については、社会福祉法人とみなす。この場合において登録税法第十九条第七号中「社会福祉事業法」とあるのは「民法」と読み替えるものとする。

一 身体障害者福祉法
二 生活保護法
三 社会福祉事業法
四 登録税法
五 国有財産特別措置法

昭和二十七年十月二十九日印刷

昭和二十七年十月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局